

学校生活のきまり

(1) 通学について

- ① 通学については、保護者の責任でこれを行う。8時20分以前に登校した場合には、保護者がわが子を保護・監督するものとする。始業前の図書返却は、静かに行う。
- ② 学校終了後、保護者は幼児・児童・生徒を速やかに連れて帰るものとする。メディアセンターでは午後の教職員会議が始まるため、待合い場所等にしない。

(2) 登校・下校の時刻について

登校は午前8時20分から8時30分の間とし、下校は午後1時30分から1時40分の間を原則とする。

(3) 欠席、遅刻、早退等について

幼児・児童・生徒が欠席、遅刻、早退等をする場合は、保護者は事前に学級担任に届け出ることを原則とする。担任に連絡のつかない場合は、事務所（704）333-2775に届け出る。

以下の症状がある場合、登校を控えることとする。

- ① 37.5度以上の熱がある。（解熱剤で下げたの登校不可）
- ② 登校時間の24時間以内に下痢・嘔吐の症状あった。
- ③ 感染症の疑いがある諸症状（発疹、結膜炎、水疱瘡など）がみられる場合は、医師の診断を受けて指示に従う。

(4) 保護者名札について

保護者は、学校入校時に学校発行の有効期限内の名札を学校当番に提示することとする。

名札を忘れた場合は、「保護者」札を着用して入校する。（玄関受付で受取り、帰りに返却する）

名札を紛失した場合は、速やかに事務員へ連絡し、運営委員会より新規名札を\$1にて再発行することとする。訪問者は、入校時に玄関で受付を済ませてから入校する。

(5) 教室内への立ち入りについて

保護者が授業の参観を目的に教室内へ立ち入る際は、事前に担任教員の許可を得るものとする。

（但し、予め年間行事日程に定める参観日など学校が指定した日を除く）

保護者以外の訪問者が、授業の参観を目的に教室へ立ち入る際には、事前に運営委員の許可を得るものとする。

(6) 校舎出入口について

校舎裏カフェテリア横出入口一つとし、他の出入口の使用は、緊急時以外禁止する。

使用する必要がある場合には、事前に運営委員の許可を得るものとする。

(7) 校内における病気および事故等の場合について

- ① 幼児・児童・生徒が病気になったり、事故にあった場合、学校は直ちに保護者に連絡する。

授業日に留守をするときには、連絡先を本人に明確にしておく。

- ② 病気・怪我等で緊急処置が必要になった場合、学校は保護者に連絡するとともに、
「4. 緊急時の処置対応」(P12) に則り、処置を行う。
- ③ 教室で学習困難と判断される場合、事務室にて一時休養させるが、回復が思わしくない場合、
保護者は直ちに幼児・児童・生徒を引き取りに来なければならない。

(8) アレルギーを持つ幼児・児童・生徒への対応について

- ① 幼児・児童・生徒がアレルギーを持つ場合、保護者は「家庭報告書」にその旨を記載する。
- ② 運営委員と担任より、アレルギーをもつ幼児・児童・生徒がいるクラスの保護者にアレルギー
対象物の持ち込みをご遠慮いただく連絡をする。
- ③ 保護者は緊急時に備え、校舎内またはすぐに連絡が取れる場所に待機する。
- ④ エピペン使用は、基本的に本人または保護者以外は行わない。

(9) 毎年提出すべき書類について

- ① 「家庭報告書」(日本文)と「Emergency Information Card」(英文)は、翌年度用を年度最終登
校日までに、学校に提出しなければならない。
- ② 諸「届出」について
「住所(電話番号)変更届」
「一時帰国体験入学届」(一時帰国時の日本の学校への体験入学)
「休学届」「復学届」「退学届」等は、所定の様式を使用して、2週間前までに届け出る。